

# 焼却残渣等運搬埋立業務委託仕様書

## 第1章 一般事項

### (目的)

第1条 本仕様書は、柏崎市(以下「委託者」という。)の廃棄物処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立物を委託者の設置した一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)へ運搬する運搬業務及び、搬入した埋立物を最終処分場の埋立ピットに埋立処理する埋立業務、並びに埋立ピットの管理業務を適正に行うことを目的に、必要な事項を定めるものである。ただし、本仕様書に明記無き事項であっても、施設の良いな運転を維持するために必要な事項については、受託者は、委託者と協議して必要な処置を講ずる。

### (労務管理)

第2条 受託者は、業務を実施するにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。
- (2) 業務従事者の安全と健康を確保し、作業にあたっては十分に安全に留意し事故、火災等の防止に努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務従事者の労働管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたって生じた従事者の災害について全責任を負うものとし、労働災害が発生した場合に備えて救護作業、通報連絡等が速やかに行なわれるよう常に十分な体制を整えておくものとする。

### (従事者の配置)

第3条 従事者は車両、重機等運転免許及び本業務に必要とされる資格を有する者を配置すること。

### (教育・訓練等)

第4条 受託者は、適正な運搬、埋立業務を行うため、従事者に必要な指導教育及び訓練等を行うこと。

- 2 受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適正な指導教育を行うこと。
- 3 受託者は、従事者の研修に努め、業務に関する十分な技術上の知識及び技能に精通するよう努力するとともに、教養、資質の向上を図るものとする。

### (提出書類)

第5条 受託者は契約締結時、締結後速やかに、次の書類を委託者に提出すること。

- (1) 契約締結時提出
  - ア 従事者名簿
  - イ 資格免許等の写し
  - ウ 使用車両届及び車検証の写し
- (2) 契約締結後提出
  - ア 業務着手届
  - イ 緊急連絡網
  - ウ 緊急事態発生時の対応措置手順書
  - エ その他、委託者が指示する書類

2 前項に掲げた、提出書類の記載事項を変更するときは、変更届等を提出すること。

(緊急事態発生時の対応)

第6条 受託者は、地震、大雨、台風等の災害時及び爆発、火災、人身事故、その他埋立ピット等に関する重大な損傷などの緊急事態の発生に備え、従事者を非常召集できる体制を確立しておくこと。

2 緊急事態が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、委託者に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

3 受託者は、緊急事態発生時の対応措置について、委託者に書面で速やかに報告すること。

(損害に関する負担)

第7条 受託者は、業務を履行する上で委託者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者に連絡しその損害を賠償するものとする。

(受託者の負担費用)

第8条 受託者が負担する費用、物品等は次のとおりとする。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費。
- (2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、各種安全用具及び生活用具等の物件費。
- (3) 業務に必要な埋立物の運搬車両、埋立業務に使用するバックホウ等の重機、並びに車両及び重機等の燃料。
- (4) 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、事務用備品等。
- (5) その他、支給物品等以外で本業務に必要な費用、物品等。

(その他)

第9条 受託者は、委託者の協力団体として制約を受けるもので、業務遂行上において、委託者と同様の行動等を図るものとする。

## 第2章 業務の範囲

### (業務の概要)

第10条 業務の概要は次のとおりである。

(1) 埋立物を積入、運搬する運搬業務

積込場所 クリーンセンターかしわざき 柏崎市松波四丁目13番13号

該当施設 ごみ処理場・粗大ごみ処理施設(ごみ処理場内)

運搬場所 最終処分場 柏崎市大字東長鳥地内3037番地ほか

該当設備 1号ピット・2号ピット

(2) 埋立物を最終処分場埋立ピットに埋め立て処分する埋立業務

(3) 埋立ピットの管理業務

第11条 埋立物の概要は次のとおりとする。

(1) 委託者が設置するごみ処理場で発生する焼却残渣及び固化灰及び粗大ごみ処理施設で発生する粗大残渣。

(2) クリーンセンターかしわざき敷地内で管理する埋立処理する廃棄物(以下、「埋立ごみ」という。)

(3) 埋立物の重量は、年間で概ね焼却残渣700t、固化灰1,600t、粗大残渣450t、埋立ごみ210t、合計2,960tとする。

### (運搬業務内容)

第12条 受託者は、委託者が指示する埋立物を定められた時間に積み込み、最終処分場へ運搬する。積み込む時間は、午前8時30分・午後1時・午後3時とし、一回当たりの埋立物の重量は10t未満とする。

2 埋立物の運搬業務日数は、土日・祝日・12月31日から1月3日を除く月曜から金曜日とする。ただし、ごみ処理の繁忙期や緊急事態による場合は、この限りではない。

3 受託者は、埋立物をクリーンセンターかしわざき敷地内の計量装置で計量した後、最終処分場に運搬する。

4 受託者は、委託者が指示する埋立ピットに埋立物を運搬する。

5 運搬業務で使用する車両は、事業用自動車とし、次に示す仕様とすること。

(1) 運搬時に飛散及び雨水等が流入しない装置を備えている深あおりダンプ車。

(2) ごみ処理場の焼却残渣、固化灰、粗大残渣の各バンカーから埋立物を積載できること。

(3) その他、業務の遂行する上で支障がない仕様の車輛であること。

6 埋立物は運搬車両に積置きせず即日埋立をすること。

7 運搬作業中に受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して発生した事故は、公道、クリーンセンターかしわざき敷地内、最終処分場の敷地内にかかわらず、直ちにその状況を委託者に報告すると共に、全て受託者の責任において処理すること。

### (埋立業務内容)

第13条 埋立物は、委託者が指示した埋立ピットに、関係法令等に基づき埋め立てること。

2 受託者は、委託者が埋立処理済みの埋立物の移動を指示した場合、移動すること。ただし、移動は最終処分場の埋立ピットに限定する。

3 覆土に使用する土は、委託者が用意したもの、最終処分場敷地内の委託者が指示するところから採取したもの及び受託者が用意し委託者の許可を得たものを使用すること。

なお、覆土に使用する土を埋立ピットに保留する場合は、1ヶ月の覆土量を目安とすること。

- 4 埋立業務は、午前8時30分から午後5時までの範囲で行うこと。ただし、委託者の許可を得た場合は、この限りではない。
- 5 埋立業務の日は、第12条第2項の運搬業務日と同じとする。
- 6 埋立業務中に受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、事故や最終処分場の施設に破損が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告するとともに、全て受託者の責任において処理すること。

(管理業務)

第14条 受託者は、運搬業務、埋立業務を適正に実施するため、埋立ピットを管理すること。

- 2 受託者は、埋立ピット内の埋立物の総容量を測量により測定し、現況を把握すること。
- 3 測量の回数は年1回とし、業務実施日は委託者が指定する日とする。
- 4 測定した結果は、「最終処分場埋立容量報告書」を作成し、委託者に提出して報告すること。

(業務日誌等の提出)

第15条 受託者は、次に挙げる日報、月報等を作成し翌月10日までに提出すること。

- (1) 焼却残渣等運搬埋立日誌
- (2) その他、委託者の必要とする書類

(付帯業務)

第16条 付帯業務は、次のとおりとする。

- (1) 最終処分場内の搬入道路、側溝及び洗車場において清潔保持につとめる。
- (2) 第12条第2項及び第13条第5項以外で業務を行う場合、最終処分場の門の施設管理を徹底すること。
- (3) 運搬業務時に対応可能なクリーンセンター、最終処分場間の軽微な荷物の運搬。

(契約の解除)

第17条 委託者は、契約に定める業務の不履行及びその他特別な事情がある場合には、委託契約期間の変更又は委託契約の解除をすることができるものとする。

(雑則)

第18条 仕様書に定めるものの他、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上決定するものとする。